

議案第68号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）2 共同施設（駐車場）の表を次のように改める。

名称	位置
桜山住宅駐車場	逗子市桜山5丁目32番
沼間南台住宅駐車場	逗子市沼間1丁目24番及び25番
池子住宅駐車場	逗子市池子3丁目1番

附 則

この条例は、公布の日から3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

市営桜山住宅建替えに伴い桜山住宅駐車場を設置するに当たり、改正の要あるため提案する。